

令和 7 年度「水質検査計画」

富士旭出学園専用水道

令和 7 年 3 月 1 日作成

目 次

- 1．基本方針
 - ① 検査地点
 - ② 検査項目
 - ③ 検査頻度
- 2．水道事業の概要
 - ① 事業体の名称
 - ② 主な給水区域
 - ③ 計画目標年度
 - ④ 計画給水人口
 - ⑤ 計画1日最大給水量
 - ⑥ 主な水源の名称
 - ⑦ 主な浄水場の名称及び浄水処理方法
 - ⑧ その他
- 3．水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
 - ① 水源の状況（汚染源の把握）
 - ② 水質管理上注目すべき項目
- 4．採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
 - ① 採水地点
 - ② 検査項目
 - ③ 検査頻度
 - ④ 原水全項目
 - ⑤ その他
- 5．水質検査方法（自己、委託の区分）
- 6．臨時の水質検査
- 7．水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法
- 8．汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
- 9．水質検査における精度管理及び信頼性保証

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務つけられている給水栓を水源とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、水質管理目標設定項目、水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 検査頻度は過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施する。

2. 水道事業の概要

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 事業体の名称 | 富士旭出学園専用水道 |
| (2) 主な給水区域 | 富士旭出学園地内 |
| (3) 給水人口 | 255人 |
| (4) 計画1日最大給水量 | 150 m ³ |
| (5) 水源の種別 | 地下水：深井戸(171m) |
| (6) 主な浄水場の名称及び浄水方法 | 塩素消毒のみ |

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 水源の状況（汚染源の把握）

水源は深井戸で、現在まで水質は良好な状態であり、浄水については水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえる。

(2) 水質管理上注目すべき項目

浄水方法が塩素消毒のみであり、消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、消毒副生成物等について注意する必要がある。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点

水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行う。

また、原水については、全項目とクリプトスポリジウム指標菌の検査を行う。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目とする。

(3) 検査頻度

① 毎日検査

(注) 味、臭気・色度、濁度及び消毒の残留効果(残留塩素)の結果は、水道法に基づき1日1回の検査を行う。

② 水質基準項目の検査

水道法施行規則第15条に基づき、次の検査を別表のとおり行う。

イ 1ヶ月に1回の省略不可検査項目(9項目)

ロ 3ヶ月に1回の省略不可検査項目(12項目)

ハ 上記項目以外については(臭気物質を除く)、過去の検出状況と水源及び原水の状況から判断し、検査頻度を省略して行う。但し、水質の安全を確認するため、3年に1回は全項目検査(51項目)を実施する。

ニ 臭気物質の検査については、深井戸で不浸透層より深い位置から取水しているため、3年に1回の全項目検査実施時に確認する。

(4) 原水の全項目

6月に消毒副生成物を除いた39項目の水質検査を行う。

(5) その他。

① 原水の安全確認のため、クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を1年に1回実施する。

② 六価クロム化合物を年4回行う

5. 水質検査方法(自己・委託の区分)

① 毎日の検査については、自ら実施する。

② 水道法に規定する水質基準項目検査については、登録水質検査機関に委託して実施する。

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター
静岡県焼津市塩津1-1

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行う。

① 水源の水質が著しく悪化したとき。

② 水源に異常があったとき。

③ 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

④ 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

- ⑤ 送水過程に異常があったとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表内容・公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、水質検査結果とともに閲覧できるようにする。

8. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

- ① 水道水が原因で水質事故が発生した場合は、簡易水道の場合は、東部健康福祉センター生活環境課水道担当、専用水道・飲料水供給施設の場合は富士宮市役所水道工務課に連絡するとともに、迅速に対策を講じ、水質検査等を実施する。
- ② 水源における水質汚染事故発生などに対しては、各関係機関で組織された情報連絡網を活用して情報交換を行い、迅に対策を講じる。

9. 水質検査における精度管理及び信頼性保証

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター

静岡県焼津市塩津 1 - 1

に委託しており、精度管理及び信頼性保証は十分であると認めている。